

令和 5 年度

佐賀県原子力防災訓練実施要領

令和 5 年 1 0 月 1 4 日（土）

主 催

佐 賀 県

玄 海 町

唐 津 市

伊 万 里 市

目 次

1	訓練実施概要	1
2	訓練実施会場図	5
3	訓練進行表	6
4	訓練項目別実施要領	
(1)	災害対策本部等設置運営訓練実施要領	8
(2)	緊急時通報連絡・情報伝達訓練実施要領	9
(3)	屋内退避訓練実施要領	10
(4)	一般住民避難訓練実施要領	12
(5)	離島住民避難訓練実施要領	16
(6)	小・中学校の児童の引渡し及び避難訓練実施要領	17
(7)	保育所の園児の引き渡し及び避難訓練実施要領	19
(8)	高齢者福祉施設の入所者の避難訓練実施要領	21
(9)	障害者(児)福祉施設の入所者の避難訓練実施要領	22
(10)	在宅避難行動要支援者避難訓練	24
(11)	緊急時モニタリング訓練実施要領	26
(12)	原子力災害医療対策訓練実施要領	28
(13)	公安対策訓練実施要領	31
(14)	救援物資搬送訓練実施要領	32
(15)	住民等に対する広報訓練実施要領	33
(16)	原子力発電所における緊急時対策訓練実施要領	
	・対策本部運営訓練実施要領	34
	・通報連絡訓練実施要領	35
	・警備・避難誘導訓練実施要領	36
	・事故収束訓練実施要領	37
	・海水・土壌モニタリング訓練実施要領	38
	・火災対応訓練実施要領	39
5	訓練中止基準	40

令和5年度佐賀県原子力防災訓練実施概要

1 目的

原子力災害の特殊性に鑑み、国と連携して、佐賀県・玄海町・唐津市・伊万里市の地域防災計画(原子力災害対策編)及び「玄海地域の緊急時対応」等に基づき、防災業務関係者の防災対策に対する習熟及び防災関係機関相互の連携協力体制の強化並びに地域住民の原子力防災意識の向上を図る。

2 実施日

令和5年10月14日(土)

※ 福岡県と同日に実施。長崎県はTV会議のみ同日に実施。

3 主催者

佐賀県、玄海町、唐津市、伊万里市

4 訓練想定

佐賀県内で発生した地震により、各関係機関は警戒体制を構築していた。その後、通常運転中の玄海原子力発電所4号機において、原子炉冷却材の漏えいが発生したため、緊急負荷降下後、原子炉を手動停止した。

原子炉停止後、非常用炉心冷却装置が作動したが、全ての交流動力電源が失われる事象などが発生して、炉心を冷却する全ての機能を喪失し、全面緊急事態となる。

5 訓練項目及び内容

(1) 災害対策(警戒)本部等設置運営訓練

- 事態の推移に応じ県及び関係市町は、原子力災害警戒本部・原子力災害対策本部を設置の上、TV会議を開催し、国、3県及び関係市町と情報共有を図る。

(2) 緊急時通報連絡・情報伝達訓練

- 原子力事業者からの事故等に関する情報について、国、県、市町、原子力事業者等による相互の通報連絡及び収受
- 各種情報(モニタリング結果、気象情報等)の関係機関への情報伝達
- テレビ会議システムを活用した国、佐賀県、長崎県、福岡県、関係市町による防護措置等に関する情報伝達
- 防災業務関係者等への防護措置等に関する情報の連絡
- 報道機関への避難指示等の報道要請
- ヘリテレ伝送システムを活用した映像伝送

(3) 屋内退避訓練

- UPZ内の幼稚園、保育所、学校、福祉施設、医療機関等における屋内退避
- 放射線防護対策施設における屋内退避

(4) 一般住民避難訓練

- P A Z内住民の避難及びU P Z内特定地域の住民の一時移転
- 佐賀県バス・タクシー協会との協定に基づいたバス手配及び避難
- 避難所設置・運営訓練
- 動物愛護避難訓練（一般避難所へのペット避難）
- 避難円滑化事業で整備した電光掲示板等の活用
 - ・ 県道筒井万賀里川線の電光掲示板の操作
 - ・ 竹木場交差点等の信号機の点灯パターン変更操作
- ブラインド訓練

避難地区及び避難先

玄海町	(PAZ) 仮屋地区	→ 小城体育センター (小城市)
	(UPZ) 藤平地区	→ 小城体育センター (小城市)
唐津市	(PAZ) 鎮西地区	→ 交流センターネイブル (江北町)
	(UPZ) 浜玉地区	→ 鳥栖北小学校 (鳥栖市)
伊万里市	大川内町大川内山区・福野区、松浦町、二里町	→ 嬉野市社会文化会館 (嬉野市)

(5) 離島住民避難訓練

県防災ヘリ、陸上自衛隊ヘリ、海上自衛隊船舶、海上保安庁船舶、水難救済会船舶、佐賀県旅客船協会との協定に基づく船舶による離島住民の避難

高島 → 唐津市浄水センター (陸自ヘリ)
 → 唐津赤十字病院 (県防災ヘリ)
 → 唐津東港 (船舶)

(6) 小・中学校の児童の引渡し及び避難訓練

小・中学校における児童の保護者への引渡し及び避難

玄海町 (UPZ) 玄海みらい学園
 ※避難訓練は一時移転を想定した通報訓練として実施

(7) 保育所の園児の引渡し訓練

保育所における園児の保護者への引渡し及び避難

玄海町 (PAZ) ふたば園 (UPZ) あおば園
 ※避難訓練は一時移転を想定した通報訓練として実施

(8) 高齢者福祉施設の入所者の避難訓練

- 高齢者福祉施設の入所者の屋内退避訓練及び避難訓練 (②については連絡訓練)
- 入居者の屋内退避訓練
- 物資受入訓練 (宝寿荘)

① 玄海町玄海園 (PAZ) → 天寿荘 (多久市)
 ② 伊万里市楽寿園 (UPZ) → [中継]やすらぎ (多久市) → しょうぶ苑 (佐賀市)

(9) 障害者（児）福祉施設の入所者の避難訓練

- 障害者（児）福祉施設の入所者の屋内退避訓練

唐津市（UPZ）からつ医療福祉センター
伊万里市（UPZ）共同生活援助事業所楠風の里

(10) 在宅避難行動要支援者避難訓練 ※職員が住民役として避難

- 施設敷地緊急事態要避難者のうち避難により健康リスクが高まる者の避難誘導
- 放射線防護対策施設における上記の者の受入
- 福祉避難所への避難

玄海町 仮屋地区 → 天寿荘（多久市）
→ ひぜん荘（唐津市）
値賀川内地区、普恩寺地区 → 玄海園（玄海町）
唐津市 鎮西地区 → ネイブル（江北町） → 保健センター（ネイブル敷地内）
伊万里市 松浦町 → 嬉野市社会文化会館（嬉野市） → うれしの特別支援学校（嬉野市）

(11) 緊急時モニタリング訓練

- 佐賀県緊急時モニタリング本部の設置運営
- 緊急時モニタリング（固定・可搬・電子線量計）の実施
- 緊急時モニタリング結果の関係機関等への情報提供

(12) 原子力災害医療対策訓練

- 避難退域時検査訓練
【運営及び対応訓練】
会場：白岩運動公園競技場（武雄市）
 - ・ 検査体制の構築
 - ・ 車両、住民等の検査及び除染等の実施
【住民周知】
会場：多久市陸上競技場（多久市）、佐賀競馬佐賀場外発売所（佐賀市）
 - ・ ゲート型モニタによる避難車両の汚染検査
 - ・ 避難退域時検査の意義の説明
- 被ばく傷病者等受入訓練（唐津赤十字病院、佐賀県医療センター好生館）
 - ・ 被ばく傷病者等の原子力災害拠点病院への搬送
 - ・ 原子力災害拠点病院における処置
- 安定ヨウ素剤の配布訓練（玄海町、唐津市、伊万里市）
 - ・ 各緊急配布場所における安定ヨウ素剤の緊急配布

(13) 公安対策訓練

- 県警による避難誘導訓練
- 県警による交通規制訓練

- 県警及び海上保安庁による立入規制訓練

(14) 住民等に対する広報訓練

- 地域住民等への広報（緊急速報メール（エリアメール）日本語版・英語版、防災行政無線、広報車、船舶、FMラジオ、CATV、ホームページ等）
- ケーブルテレビでの避難情報等テロップ放映を実施
- 防災アプリを活用した情報発信
- バス避難中の住民に対する周知

(15) 救援物資搬送訓練

- 放射性物質放出後にPAZ内で屋内退避を実施している放射線防護対策施設への自衛隊による救援物資搬送訓練
- 避難所へのトラック協会による救援物資搬送訓練
- 離島への県消防防災ヘリによる救援物資搬送訓練

(16) 原子力発電所における緊急時対策訓練

- 対策本部運営訓練
- 通報連絡訓練
- 警備・避難誘導訓練
- 事故収束訓練
- 海水・土壌モニタリング訓練
- 火災対応訓練

6 その他

避難先市町職員の原子力災害への理解促進を図るため、県内全市町の職員の訓練参加

令和5年度佐賀県原子力防災訓練 訓練会場図



令和5年度 佐賀県原子力防災訓練進行表

※ 訓練進行の都合上、経過時間を短縮して各事象の発生時刻を設定している

訓練項目		7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00
		▲地震発生	▲警戒事象連絡 訓練開始	▲15条通報 ▲緊急事態宣言 PAZ避難・UPZ屋内退避指示	▲UPZ特定地域避難指示				訓練終了
災害警戒（対策）本部等設置運営訓練		対策本部							
緊急時通報連絡・情報伝達訓練			■（テレビ会議）						
屋内退避訓練	PAZ放射線防護対策施設	情報伝達訓練							
		屋内退避準備（機器確認・展開等）							
		屋内退避（作動手順確認）							
	UPZ離島放射線防護対策施設	情報伝達訓練							
		屋内退避準備（機器確認・展開等）							
		放射線防護対策施設への移動訓練							
一般住民避難訓練	PAZ	情報伝達訓練							
		集合場所への移動訓練							
		集合場所での安否確認訓練							
		避難誘導訓練							
		登録訓練							
		避難所運営							
	UPZ（OIL2）	情報伝達訓練							
		屋内退避訓練							
		集合場所への移動訓練							
		集合場所での安否確認訓練							
		避難誘導訓練							
		登録訓練							
離島住民避難訓練	情報伝達訓練								
	屋内退避訓練								
	集合場所への移動訓練								
	急患搬送訓練								
	避難誘導訓練								

訓練項目		7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00
		▲地震発生	▲警戒事象連絡 訓練開始	▲15条通報 ▲緊急事態宣言 PAZ避難・UPZ屋内退避指示	▲UPZ特定地域避難指示				訓練終了
小・中学校引渡し・避難訓練 (UPZ)	情報伝達訓練								
	保護者への引渡し訓練								
保育所引渡し・避難訓練	PAZ	情報伝達訓練							
		保護者への引渡し訓練							
	UPZ	情報伝達訓練							
		保護者への引渡し訓練							
高齢者福祉施設避難訓練	情報伝達訓練								
	避難訓練								
	屋内退避訓練								
障害者(児)福祉施設避難訓練	情報伝達訓練								
	屋内退避等訓練								
在宅避難行動要支援者避難訓練 (PAZ)	情報伝達訓練								
	避難誘導訓練								
緊急時モニタリング訓練	緊急時モニタリング(陸上)の実施								
	測定結果の分析・検討・報告								
	環境試料中の放射性核種濃度測定								
原子力災害医療対策訓練	住民避難訓練								
公安対策訓練 (佐賀県警、唐津海保)									
救援物資搬送訓練	高齢者福祉施設への救援物資搬送								
	避難所への救援物資搬送								
住民等に対する広報訓練	緊急速報メール								
	ケーブルテレビでの訓練状況の放送								
玄海原子力発電所における訓練		7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00
対策本部運営訓練	緊急時体制発令、事故拡大防止対策等指示、本店との情報共有等								
通報連絡訓練	警戒事象、10条、15条等通報代替緊急時対策所での通報連絡等								
警備・避難誘導訓練	作業者等の避難誘導、敷地内立入制限サイレン吹鳴								
事故収束訓練	大容量空冷式発電機起動訓練								
海水・土壌モニタリング訓練	海水・土壌の試料採取及び測定								
原子力発電所における火災対応訓練	関係機関通報、初期消火活動指揮								
	専属自衛消防隊による初期消火活動								
	消防本部による消火活動等								

災害対策本部等設置運営訓練実施要領

1 目的

佐賀県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、原子力発電所の緊急時における災害対策本部体制における通報訓練及び本部会議を開催し、関係機関の連携及び県・市・町職員の原子力防災計画の熟知を図る。

2 日時

令和5年10月14日（土）8：00～13：30

3 実施場所

佐賀県庁、玄海町役場、唐津市役所、伊万里市役所

4 参加機関

佐賀県、佐賀県警察本部、玄海町、唐津市、伊万里市 他

5 訓練内容

- (1) 地震の発生により、県、玄海町、唐津市及び伊万里市は、関係機関との情報共有を図るとともに、県及び関係市町の取るべき措置等について協議するため、災害対策本部等を設置する。（想定）
- (2) 警戒事態発生の通報を受けた後、関係機関との情報共有を図るとともに、県及び関係市町の取るべき措置等について協議する。
- (3) 施設敷地緊急事態発生の通報（10条通報）の受理後、県及び関係市町は、関係機関との情報共有を図るとともに、県及び関係市町の取るべき措置等について協議する。
- (4) 原子力緊急事態宣言発出後、関係機関との間でテレビ会議を開催する。

緊急時通報連絡・情報伝達訓練実施要領

1 目的

緊急時における原子力事業者、国、県、市町及び防災関係機関相互の通信連絡体制の確立と災害時に使用する通信機器の運用方法について習熟を図る。

2 日時

令和5年10月14日（土）8：00～13：30

3 参加機関

佐賀県、県内全市町、内閣府、原子力規制庁（玄海原子力規制事務所）、気象庁（佐賀地方気象台）、九州電力株式会社、福岡県、長崎県、一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会、公益社団法人佐賀県トラック協会、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県警察本部、唐津市消防本部、伊万里・有田消防本部、海上保安庁（唐津海上保安部）、陸上自衛隊（西部方面混成団、西部方面航空隊、西部方面システム通信群、第4師団）、海上自衛隊（佐世保地方総監部）、航空自衛隊（西部航空方面隊司令部）、FMからつ株式会社、日本放送協会佐賀放送局、佐賀県ケーブルテレビ協議会

4 訓練内容

- （1）原子力事業者からの事故等に関する緊急時の情報、国からの避難指示等について、県は市町、関係機関、報道機関へ伝達する。
- （2）緊急時モニタリング実施計画に基づき実施した緊急時モニタリングの結果を、県が市町・関係機関・報道機関へ伝達する。
- （3）気象情報については、佐賀地方気象台が当日の気象情報を提供し、県が市町、関係機関、報道機関へ伝達する。
- （4）原子力緊急事態宣言の後、国及び関係機関との間でテレビ会議を開催する。
- （5）地震による被災状況について、陸上自衛隊のヘリから危機管理センターへ映像伝送を実施する。
- （6）その他必要な情報について、県は市町、関係機関、報道機関へ伝達する。

※県内全市町に対する情報伝達については、県庁危機管理センターの一斉指令システムを使用する。

（事象進展）（案）

- 8：00 警戒事象通報（原子炉冷却材漏えい）
- 8：30 原災法第10条通報、施設敷地緊急事態要避難者避難
- 9：00 原災法第15条通報
- 9：10 原子力緊急事態宣言発出、PAZ一般住民避難指示、UPZ屋内退避指示
- 10：00 原災法第15条通報（続報）（敷地境界付近の放射線量の上昇）
- 10：20 UPZ特定地域OIL2による一時移転指示

屋内退避訓練実施要領

1 目的

玄海原子力発電所の原子力災害に関し、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、P A Zに避難指示、U P Zに屋内退避の指示があったとの想定で、U P Z内の各施設における屋内退避訓練を実施し、関係機関の訓練に係る技術等の習熟及び生徒児童等の原子力防災意識の向上を図る。

また、即時避難が困難との想定で、放射線防護機能を付加した施設（P A Z内の高齢者福祉施設、P A Z内・U P Z内の離島の公共施設）において屋内退避訓練を実施し、関係者の放射線防護対策設備の使用方法等について習熟を図る。

2 日時

令和5年10月14日（土）までに各施設の計画により実施

3 対象施設等

【U P Z内の各施設】

・U P Z内にある玄海町、唐津市及び伊万里市の幼稚園、保育所、学校、福祉施設、医療機関 等

【放射線防護対策施設】

・特別養護老人ホーム玄海園、特別養護老人ホーム宝寿荘、特別養護老人ホーム潮荘、高齢者生活福祉センターちんぜい荘、高齢者生活福祉センターひぜん荘、旧加部島小学校、入野小学校向島分校、馬渡小中学校、馬渡原子力災害屋内退避施設、加唐小学校松島分校、加唐小中学校、小川小中学校、唐津市呼子交流促進施設、神集島公民館、旧神集島小学校、高島公民館、高島原子力災害屋内退避施設

4 訓練内容

【U P Z内各施設】

(1) 県を通じ、原子力災害対策本部長から玄海町、唐津市及び伊万里市に屋内退避の指示があり、各災害対策本部において、住民に対する屋内退避の要領を決定する。（想定）

(2) 玄海町、唐津市及び伊万里市は、防災行政無線、広報車、電話、F A X、メール、緊急速報メール（エリアメール）、Yahoo!防災アプリ等により屋内退避の指示を施設等へ伝達する。（想定）

(3) 玄海町、唐津市及び伊万里市からの屋内退避指示があったとの想定で、各施設において屋内退避を行う。施設等の全ての窓やドアを閉め、換気扇等を止め、屋外にいる人は、速やかに屋内に入る。

【放射線防護対策施設】

○P A Z内

(1) 玄海町及び唐津市は、玄海原子力発電所において原子力災害が発生し、警戒事象発生による警戒事態が確認されたことを施設に連絡し、屋内退避の準備を指示する。

また、施設の入所者・職員数、必要な交通機関についての報告、避難準備を指示する。

- (2) 玄海町及び唐津市は、玄海原子力発電所の原子力災害に関し、施設敷地緊急事態が確認されたことから、施設敷地緊急事態要避難者の避難指示を発出したことを連絡する。
避難が可能な入所者は職員とともに町（市）が手配するバスにより避難し、即時避難が困難な入所者は職員とともに屋内退避の準備を指示する。
- (3) 施設敷地緊急事態の連絡を受け、特別養護老人ホーム玄海園、特別養護老人ホーム宝寿荘は、全ての窓やドアを閉め、換気扇を止め、放射線防護対策設備の確認及び展開を行う。
- (4) 玄海町及び唐津市は、内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言が発せられたことを施設に連絡し、即時避難ができなかった入所者及び職員に屋内退避の実施を指示する。
また、屋内退避を行う入所者数、職員数を報告するよう指示する。
- (5) 特別養護老人ホーム玄海園、特別養護老人ホーム宝寿荘は、屋外にいる者を速やかに屋内に退避させ、放射線防護に係る機器を稼働させる。
屋内においては、極力窓の付近に近づかないよう行動する。
また、屋内退避を実施する入所者、職員の人数を把握し災害対策本部に報告する。

○UPZ内

- (1) 玄海町及び唐津市は、玄海原子力発電所の原子力災害に関し、施設敷地緊急事態が確認されたことから、UPZ内住民に対する屋内退避の準備指示を発出したことを連絡する。
- (2) 唐津市は、UPZ内の放射線防護対策施設において、放射線防護対策設備の確認及び展開を行う。
- (3) 玄海町及び唐津市は、内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言が発せられたことをもって、UPZ内住民に対する屋内退避の指示を発出したことを施設等に連絡する。
また、OILに基づく一時移転指示が発出された際に、避難が困難な場合は、放射線防護施設に集合し屋内退避を行うよう指示する。
- (4) 消防団及び自治会長は、住民を速やかに放射線防護対策施設に収容し、全ての窓やドアを閉め、換気扇を止め、放射線防護対策設備を稼働させる。
屋内においては、極力窓の付近に近づかないよう行動する。
また、屋内退避を実施する入所者、職員の人数を把握し災害対策本部に報告する。

5 屋内退避状況の確認・報告

玄海町、唐津市及び伊万里市は、UPZ内各施設における屋内退避訓練参加者数及び放射線防護施設における屋内退避訓練参加者数について、別途定める方法により佐賀県災害対策本部へ報告する。

一般住民避難訓練実施要領

1 目的

玄海原子力発電所の緊急時における住民避難を円滑に実施するため、関係機関が緊密に連携し、避難誘導、避難所等の設置・運営等の訓練を実施する。また、住民避難に際して、愛護動物との同行避難訓練を行い、関係機関との連携の確認及び受入手順の習熟を図る。

2 日時

令和5年10月14日（土） 8：00～14：45

3 実施場所

「5 参加予定者数」に記載のとおり。

4 参加機関

玄海町・唐津市・伊万里市の住民、佐賀県、玄海町、唐津市、伊万里市、小城市、佐賀市、白石町、武雄市、佐賀県警察本部、株式会社NTTフィールドテクノ佐賀営業所、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社ドコモCS九州、一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会、公益社団法人佐賀県トラック協会、認定NPO法人日本レスキュー協会、佐賀災害リハビリテーション推進協議会

5 参加予定者数

(1) 玄海町

PAZ	集合場所への避難（仮屋地区）	約20名
〃	集合場所（仮屋地区）から避難所（小城体育センター）への避難	
UPZ	集合場所への避難（UPZ内の全地区）	約40名
〃	集合場所（藤平地区）から避難所（小城体育センター）への避難	約10名

(2) 唐津市

PAZ	集合場所への避難（鎮西町元組・茜屋町・畑ヶ中地区）	約50名
〃	集合場所（桃山天下市駐車場）から避難所（江北町ネイブル）への避難	
UPZ	集合場所への避難（浜玉町南山上地区）	約50名
〃	集合場所（浜玉町南山上）から避難所（鳥栖市鳥栖北小学校）への避難	

(3) 伊万里市

UPZ	集合場所への避難（大川内町大川内山区、同町福野区、松浦町、二里町）	109名
〃	集合場所（大川内町大川内山区、同町福野区、松浦町、二里町）から避難所（嬉野市社会文化会館）への避難	

(4) 愛護動物避難訓練

PAZ	仮屋地区から自家用車で避難所（小城体育センター）へ避難 避難所（小城体育センター）で受付後ペットスペースへ移動	5世帯5名 5頭
-----	--	-------------

※実施場所の詳細

名称	所在地	備考
仮屋コミュニティセンター	玄海町大字仮屋398-15	玄海町の集合場所
藤平公民館	玄海町大字藤平1029-1	
桃山天下市	唐津市鎮西町名護屋1859	唐津市の一時集合場所
南山上公民館	唐津市浜玉町南山上2055	
大川内コミュニティセンター	伊万里市大川内町丙2410-1	伊万里市の一時集合場所
松浦コミュニティセンター	伊万里市松浦町山形5490-2	
二里小学校	伊万里市二里町大里乙284-1	
小城体育センター	小城市小城町畑田98-1	玄海町の避難先
江北町ネイブル	江北町山口1334	唐津市の避難先
鳥栖北小学校	鳥栖市本町三丁目1468-1	
嬉野市社会文化会館	嬉野市塩田町大字五町田甲628-4	伊万里市の避難先

6 訓練内容

【PAZ内一般住民の避難訓練】

- (1) 原子力緊急事態宣言後、玄海町長及び唐津市長は、原子力災害対策本部長からの避難指示を受け、玄海町災害対策本部会議、唐津市災害対策本部会議において、PAZ内一般住民に対する避難実施要領・避難所設置運営要領を決定したとの想定により訓練を開始する。
- (2) 玄海町及び唐津市は、防災行政無線、緊急速報メール、広報車、消防団、CATV Yahoo!防災アプリ等により住民に対して避難指示等を伝達する。
- (3) 避難対象地域の住民は、玄海町及び唐津市の避難指示に基づき、区長等の連絡を受けたのちに集合場所に集合する。
その後、職員の指示により、避難所に避難する者（職員が乗車）は、バス・自家用車により避難所へ避難する。

【UPZ内特定地域の一般住民の避難訓練】

- (1) 玄海町長、唐津市長及び伊万里市長は、原子力災害対策本部長からの運用上の介入レベル（OIL）に基づく一時移転指示を受け、玄海町、唐津市及び伊万里市災害対策本部会議において、一時移転対象地域の住民に対する避難実施要領・避難所設置運営要領を決定したとの想定により訓練を開始する。
- (2) 玄海町、唐津市及び伊万里市は、防災行政無線、広報車、消防団、CATV、Yahoo!防災アプリ等により住民に対して一時移転指示等を伝達する。
- (3) 避難訓練対象地域の住民は、玄海町災害対策本部、唐津市災害対策本部及び伊万里市災害対策本部の一時移転指示に基づき、区長等の連絡を受けたのちに集合場所に集合する。

その後、職員の指示により、避難所に一時移転する者は、バス・自家用車により避難退域時検査場所（玄海町は多久市陸上競技場、唐津市は佐賀競馬佐賀場外発売所、伊万里市は白岩運動公園競技場）を經由して避難所へ一時移転する。

集合場所までの避難住民は、職員の原子力災害に関する説明を受けたのちに訓練を終了する。

【愛護動物避難訓練】

- (1) 玄海町の避難指示に基づき、愛護動物を所有する避難住民5名は、対象地区の区長等の連絡を受けたのちに集合場所に集合し、その後、職員の指示により愛護動物とともに自家用車で避難施設（小城市体育センター）に向かう。その際、愛護動物用の食餌、折り畳みケージ等の必需品は飼い主が持参する。
- (2) 避難住民は、避難施設に到着後、受付で愛護動物を連れている旨を申し出る。避難施設の担当職員は、当該施設では愛護動物を施設屋内に入れることができない旨を伝え、別に準備する動物飼養スペースにて飼養するよう依頼し、飼養に際しての留意事項について説明する。
- (3) 避難施設の担当職員は、環境部局を通じて県に飼養ケージの貸借の相談を行い、物品の受け入れを行う。
- (4) 【以後、避難から2-3日経過した想定】県 動物愛護部局（管轄保健福祉事務所等）から飼養環境の調査。県獣医師による健康相談などを実施し、当該情報を避難施設に共有する。
- (5) (4) について避難施設の担当職員から報告を受けた玄海町災害対策本部は、愛護動物の同行避難者の受入の可否について、日本レスキュー協会に確認する。その際、避難者数、世帯数、動物の種類、頭数、車両数の有無の情報を伝達する。

【避難所設置運営訓練】

玄海町、唐津市及び伊万里市は、避難受入市町である小城市、江北町、鳥栖市及び嬉野市の支援を受け避難所設置・運営の訓練を実施する。

(1) 避難状況の確認・報告

玄海町災害対策本部、唐津市災害対策本部、伊万里市災害対策本部は、避難誘導等の業務にあたる職員から避難者数、避難所への出発・到着時刻等状況等の連絡を受け、その内容を県災害対策本部及び避難所へ報告する。

(2) 避難住民の登録

玄海町、唐津市及び伊万里市は、避難所において避難住民の登録を行う。

(3) 要配慮者の受入対応訓練

避難所に避難した要配慮者に対する受入対応を行う。

(4) その他避難所での訓練

- ・災害用伝言ダイヤル「171」の開設・利用（玄海町、唐津市、伊万里市）
- ・救援物資等の受入
- ・原子力防災、避難所運営等に関する講話（唐津市は事前に講話を開催済）
- ・所轄警察署による避難所警戒

【協定に基づく避難バス要請・運行訓練】

- (1) 佐賀県災害対策本部は、P A Z内避難指示及びU P Z内特定地域避難指示を受け、当該住民の避難バスの運行について「緊急輸送要請書」により佐賀県バス・タクシー協会又は各バス事業者に要請する。
- (2) 要請を受けた各バス事業者は、防護服等の必要な資機材を所定の倉庫で受け取り、避難者の各集合場所に向かう。運行に際して運転手は「運行者管理表」により従事時間及びその間の被ばく線量等を管理し、佐賀県バス・タクシー協会及び佐賀県災害対策本部と共有する。

離島住民避難訓練実施要領

1 目的

玄海原子力発電所の緊急時における離島住民避難を円滑に実施するため、関係機関が緊密に連携し、避難誘導等の訓練を実施する。

2 日時

令和5年10月14日（土） 8：00～13：30

3 実施場所

唐津市高島、唐津東港、唐津市浄水センター運動広場、唐津赤十字病院

4 参加機関

唐津市高島住民、佐賀県、唐津市、陸上自衛隊（西部方面航空隊）、海上自衛隊、海上保安庁（唐津海上保安部）、国土交通省（九州運輸局佐賀運輸支局）、佐賀県旅客船協会、佐賀県水難救済会、佐賀県警察本部、唐津赤十字病院

5 参加予定者数

唐津市高島住民

・高島原子力災害防護施設及び高島公民館における屋内退避訓練への参加者	約70名 (島民40名) (高校生等36名)
・海路避難訓練への参加者	10名
・急患搬送の空路避難訓練への参加者（陸自へり）	5名
・急患搬送の空路避難訓練への参加者（県消防防災へり）	3名

6 訓練内容

- (1) 唐津市高島において、運用上の介入レベル（O I L）に基づく一時移転指示が出たが、悪天候により船舶での避難が困難であるため、放射線防護対策施設及び高島公民館に屋内退避することとなったとの想定により訓練を開始する。
- (2) 唐津市は、防災行政無線、広報車、消防団、CATV、Yahoo!防災アプリ等により高島住民に対し、放射線防護対策施設における屋内退避指示を伝達する。高島住民は、唐津市災害対策本部の屋内退避指示に基づき、区長等の連絡を受けたのちに放射線防護対策施設において屋内退避を実施する。
- (3) 海路避難が困難である状況において、屋内退避中に緊急搬送が必要となった体調不良者が発生したという想定で、県防災航空隊、陸上自衛隊にへりの派遣を依頼。各機関はへりで高島から島外（浄水グラウンド、唐津赤十字病院）に住民を搬送する。
- (4) 海上自衛隊、海上保安庁、県旅客船協会、県水難救済会の船舶を用いて、海路避難を実施。佐賀県警察本部の警備艇は海路避難中の船団を追尾し警戒警備を実施する。

小・中学校の児童の引渡し及び避難訓練実施要領

1 目的

玄海原子力発電所の緊急時における玄海町の児童・生徒の避難を円滑に実施するため、保護者への引渡し、関係機関による避難手段の確保の訓練を実施する。

2 日時

令和5年10月14日（土）

3 参加機関

佐賀県、玄海町、小城市、玄海みらい学園 他

4 対象学校

【UPZ（5～30キロ圏）】

・玄海みらい学園の児童及び職員

5 保護者への引渡し場所

玄海みらい学園内で実施（玄海町新田1809-6）

6 訓練内容

- (1) 玄海町災害対策本部は、玄海みらい学園（以下、学校。）へ警戒事態が発生したことを通報し、学校は帰宅指導及び保護者への引渡しをするよう指示する。
- (2) 玄海町災害対策本部は、施設敷地緊急事態が確認されたことを学校へ通報し、学校は引き続き保護者への引渡しをするとともに、屋内退避の準備をするよう指示する。なお、保護者引渡訓練実施者は、訓練終了まで施設敷地緊急事態との想定で引渡訓練を継続する。
- (3) 玄海町災害対策本部は、学校へ原子力災害の発生及び内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言が発せられたことを通報し、校内への屋内退避を指示する。
また、学校に対し、児童・職員数の報告及び避難指示の準備を指示する。
- (4) 連絡を受けた学校の学校長は、在校生・職員の屋内退避を行う。

※以下、通報訓練とする。

- (5) 玄海町災害対策本部は、学校が運用上の介入レベル（OIL）に基づく一時移転指示があったことを学校へ通報し、校内の児童・職員数の報告を指示し、学校避難に必要なバスの台数を把握し、バスの手配を行う。
バスの手配ができない場合は、佐賀県災害対策本部へバスの手配を依頼する。
- (6) 原子力災害対策本部長からのUPZ特定地域への一時移転指示により、玄海町災害対策本部は、学校に対しバスの台数及び到着時刻を通報する。

7 避難訓練通報要領

- 8 : 0 0 玄海町災害対策本部から学校へ次の内容を通報。
- ・玄海原子力発電所で警戒事態に該当する事象が発生し、警戒事態が確認された。
 - ・学校は児童及び職員の人数を教えるとともに、帰宅指導又は児童の保護者への引渡しを開始していただきたい。
- 8 : 3 0 玄海町災害対策本部から学校へ次の内容を通報。
- ・玄海原子力発電所で原子力災害が発生し、施設敷地緊急事態が確認された。学校は、引き続き児童の保護者への引渡しを行うとともに、屋内退避の準備をしていただきたい。
- 9 : 1 0 玄海町災害対策本部から学校へ次の内容を通報。
- ・玄海原子力発電所で原子力災害が発生し、内閣総理大臣が原子力緊急事態を宣言及び玄海原子力発電所のUPZの住民に対し、屋内退避指示を発出した。
 - ・学校は留め置いた児童及び職員の屋内退避の実施及び一時移転の準備をしていただきたい。
 - ・在校生、職員の人数を教えていただきたい。
- 1 0 : 2 0 玄海町災害対策本部から学校へ次の内容を通報。
- ・原子力災害対策本部長が、玄海原子力発電所のUPZの特定地域（学校所在地区）の住民に対し一時移転指示を発出した。
 - ・玄海町は、同地区の住民を避難計画に即し、小城市に一時移転する。
 - ・学校は、町の手配する大型バス（●台）で、避難所へ一時移転していただきたい。なおバスの学校到着時間は、10時30分頃を予定。

※実動は、保護者引渡と屋内退避のみ。一時移転については、通報及び手順の確認を行う。

保育所の園児の引渡し及び避難訓練実施要領

1 目的

玄海原子力発電所の緊急時における関係市町の園児の避難を円滑に実施するため、関係機関による避難手段の確保、保護者への引渡し、避難誘導等の訓練を実施する。

2 日時

令和5年10月14日（土）

3 参加機関

佐賀県、玄海町、ふたば園、あおば園

4 避難対象施設

【PAZ（5キロ圏）】

・ふたば園 園児数：65名、職員数：2名、計：67名

【UPZ（5～30キロ圏）】

・あおば園 園児数：90名、職員数：3名、計：93名

5 引渡し訓練要領

玄海町災害対策本部は、園へ警戒事態が発生したことを通報し、保護者引渡しを指示する。園は、保護者引渡しを計画に基づき実施する。

6 避難通報訓練及び屋内退避要領

- 8：00ごろ 玄海町災害対策本部からふたば園・あおば園へ次の内容を通報。
- ・玄海原子力発電所で原子力災害が発生し、警戒事態が確認された。
 - ・ふたば園は園児の保護者への引渡しを実施し、また、避難指示に備え、避難の準備をしていただきたい。
 - ・あおば園は園児の保護者への引渡しを実施し、また、屋内退避の準備をしていただきたい。
 - ・ふたば園は園児、職員の人数を教えてください。
- 8：30ごろ 玄海町災害対策本部からふたば園・あおば園へ次の内容を通報。
- ・玄海原子力発電所で原子力災害に関し、施設敷地緊急事態が確認されたことから、PAZの施設敷地緊急事態要避難者へ避難指示を発出した。
 - ・ふたば園の園児及び保育職員は、避難計画に即し、小城市まちなか市民交流プラザに避難する。
 - ・ふたば園は、県の手配する中型バス1台で、避難所へ避難していただきたい。なおバスの保育所到着時間は、8時50分頃を予定。
 - ・あおば園は、引き続き、園児の保護者への引渡し及び屋内退避の準備をしていただきたい。

- 9：10ごろ 玄海町災害対策本部からあおば園へ次の内容を通報。
- ・玄海原子力発電所で原子力災害が発生し、内閣総理大臣が原子力緊急事態を宣言し、玄海原子力発電所のUPZ住民に屋内退避指示を発出した。
 - ・あおば園は屋内退避及び一時移転の準備をしていただきたい。
 - ・あおば園は園児、職員の人数を教えていただきたい。
- 10：20ごろ 玄海町災害対策本部からあおば園へ次の内容を通報。
- ・原子力災害対策本部長が、玄海原子力発電所のUPZの特定地域（保育所所在地）住民に一時移転指示を発出した。
 - ・あおば園の園児及び保育職員は、避難計画に即し、小城市まちなか市民交流プラザに一時移転する。
 - ・あおば園は、県の手配する中型バス1台で、避難所へ一時移転していただきたい。なおバスの保育所到着時間は、10時40分頃を予定。

※ 実動は、保護者引渡と屋内退避のみ。避難及び一時移転については、通報及び手順の確認を行う。

高齢者福祉施設の入所者の避難訓練実施要領

1 目的

玄海原子力発電所の緊急時における福祉施設の入所者避難を円滑に実施するため、関係機関による避難手段の確保、受入施設の対応等の訓練を実施する。

2 参加機関

佐賀県、玄海町、唐津市、伊万里市、特別養護老人ホーム玄海園、特別養護老人ホーム宝寿荘、特別養護老人ホーム天寿荘、特別養護老人ホーム鳳寿苑、介護老人保健施設ケアポート楽寿園、指定介護老人保健施設ケアハイツやすらぎ、介護老人保健施設しょうぶ苑、陸上自衛隊（西部方面特科連隊第四大隊）

3 実施する訓練

(1)：車両での避難訓練・1

- ① 避難元施設：特別養護老人ホーム玄海園 8名（入所者4名・施設職員4名）
※入所者4名は、県職員で対応
- ② 避難先施設：特別養護老人ホーム天寿荘
- ③ 内容
玄海町からの避難指示に係る電話通報を受け、玄海園の入所者及び施設職員は、車2台に分乗し、天寿荘（多久市）に向け避難を実施する。

：車両での避難訓練を想定した連絡訓練・2

- ① 避難元施設：介護老人保健施設ケアポート楽寿園
- ② 中継施設：指定介護老人保健施設ケアハイツやすらぎ
- ③ 避難先施設：介護老人保健施設しょうぶ苑
- ④ 内容
伊万里市からの避難指示を受け、楽寿園の入所者及び施設職員は車に乗り、中継施設のやすらぎ（多久市）へ移動。到着後、しょうぶ苑（佐賀市）からの迎え車両に乗り換え、しょうぶ苑に避難する想定連絡訓練。

(2) 屋内退避訓練

- ① 実施施設
特別養護老人ホーム玄海園 約140名（入所者・施設職員）
特別養護老人ホーム宝寿荘 約20名（入所者・施設職員）
- ② 内容
唐津市、玄海町からの避難指示に係る電話通報を受け、施設内の戸締り及び換気扇の停止を確認した後、除染用テントの設営、フィルターユニット（陽圧化装置）を起動させ、屋内退避する要領の確認を行う。

(3) 物資受入訓練

- ① 実施施設
特別養護老人ホーム宝寿荘
- ② 内容
県が佐賀市内に備蓄している災害用物資を陸上自衛隊のトラックで宝寿荘に運搬した後、サーベイメータで物資の入った箱の放射線量を測定し、施設に運び入れる要領を確認する。

障害者（児）福祉施設の入所者の避難訓練実施要領

1 目的

玄海原子力発電所の緊急時における障害者（児）福祉施設の入所者の避難を円滑に実施するため、関係機関による避難手段の確保、受入施設の対応等の訓練を実施する。

【 障害者支援施設 】

1 参加機関

佐賀県、唐津市、からつ医療福祉センター
(唐津市双水2806) 約150名(入所者・施設職員)

2 避難対象施設

からつ医療福祉センター

3 訓練内容

- (1) 唐津市災害対策本部は、避難対象施設へ施設敷地緊急事態が確認されたことを通報し、屋内退避の準備を指示する。
- (2) 唐津市災害対策本部は、内閣総理大臣の緊急事態宣言並びにUPZ住民等の屋内退避及び避難準備指示を受け、障害福祉施設に対し屋内退避等を指示する。また屋内退避を行う入所者数、職員数を報告するように指示する。
- (3) 施設長は、屋外にいる入所者や職員を屋内に入るよう指示し、全ての窓やドアを閉め、外の空気が入らないよう換気扇を止めるなどの措置を職員に指示し、屋内退避を実施する。また、屋内退避を実施する入所者、職員の人数を把握し災害対策本部に報告する。

4 避難状況の確認・報告

唐津市災害対策本部は、屋内退避訓練参加者数について、県災害対策本部へ報告する。

【 グループホーム 】

1 参加機関

佐賀県、伊万里市、共同生活援助事業所楠風の里

2 避難対象施設

共同生活援助事業所 楠風の里（伊万里市新天町長箴283番地2） 22名
（入所者18名、職員4名）

3 訓練内容

- （1）伊万里市災害対策本部は、避難対象施設へ施設敷地緊急事態が確認されたことを通報し、屋内退避の準備を指示する。
- （2）伊万里市災害対策本部は、内閣総理大臣の緊急事態宣言並びにUPZ住民等の屋内退避及び避難準備指示を受け、障害福祉施設に対し屋内退避等を指示する。また屋内退避を行う入所者数、職員数を報告するように指示する。
- （3）施設長は、屋外にいる入所者や職員を屋内に入るよう指示し、全ての窓やドアを閉め、外の空気が入らないよう換気扇を止めるなどの措置を職員に指示し、屋内退避を実施する。また、屋内退避を実施する入所者、職員の人数を把握し災害対策本部に報告する。

4 避難状況の確認・報告

伊万里市災害対策本部は、屋内退避訓練参加者数について、県災害対策本部へ報告する。

在宅避難行動要支援者避難訓練実施要領

1 目的

玄海原子力発電所の緊急時における在宅避難行動要支援者の避難を円滑に実施するため、関係機関が緊密に連携し、避難誘導及び避難受入れ等の訓練を実施する。

2 日時

令和5年10月14日（土） 8：00～13：50

3 実施場所

(玄海町)

玄海町仮屋地区、値賀川内地区、普恩寺地区
 玄海園（玄海町大字平尾432-8）
 天寿荘（多久市北多久町大字小侍640-1）
 唐津市 鎮西地区 → ネイブル（江北町）→ 保健センター（ネイブル敷地内）

(唐津市)

高齢者生活福祉センターひぜん荘（唐津市肥前町万賀里川953-10）
 唐津市 鎮西地区 → ネイブル（江北町）→ 保健センター（ネイブル敷地内）

(伊万里市)

うれしの特別支援学校（嬉野市塩田町大字五町田甲2877-1）

4 参加機関

玄海町、唐津市、伊万里市、佐賀県、九州電力株式会社、江北町、うれしの特別支援学校、天寿荘

5 参加予定者数

玄海町仮屋地区から天寿荘への避難	2名（職員） 1名（住民役職員）
玄海町値賀川内地区、普恩寺地区から玄海園への避難	2名（九電） 2名（住民役職員）
玄海町仮屋地区からひぜん荘へ避難	2名（九電） 1名（住民役職員） 1名（職員送迎）
唐津市から江北町ネイブルの一般住民避難所を經由し、ネイブル敷地内の保健センターへ避難	1名（住民役職員） 1名（職員送迎）
松浦町から嬉野市社会文化会館を經由し、うれしの特別支援学校への避難	1名（住民役職員） 1名（職員送迎）
※訓練のため住民役1名で実施	1名（補助職員）

6 訓練内容

- (1) 施設敷地緊急事態の発生により、施設敷地緊急事態要避難者の避難が必要となったとの想定により訓練を開始する。
- (2) 玄海町及び唐津市は、PAZ内の在宅の避難行動要支援者のうち避難の実施により健康リスクが高まる者について、九州電力株式会社の福祉車両により、近隣の放射線防護対策施設等に避難させる。
- (3) 玄海町は、施設敷地緊急事態要避難者を玄海町の福祉車両で多久市の福祉避難所（天寿荘）に避難させる。
- (4) 伊万里市は、施設敷地緊急事態の発生により屋内退避していた、UPZ内の在宅の避難行動要支援者のうち避難の実施により健康リスクが高まるものについて、市の福祉車両により、嬉野市の指定福祉避難所に避難させる。
- (5) 支援者が運転する一般車両で避難された高齢者（支援者同行の在宅避難行動要支援者）が当初、支援者と同じ一般の避難所（ネイブル）に避難していたが、体調不良等の理由により、福祉避難所（保健センター）へ避難する
※歩行可能ではあるが足腰が弱いため、ネイブル到着後は車いすで館内を移動予定
※車いすは唐津市が準備

緊急時モニタリング訓練実施要領

1 目的

佐賀県地域防災計画（第4編・原子力災害対策）に基づき、緊急時における環境放射線モニタリング訓練を実施し、緊急時モニタリング体制の確立及び関係職員の対応力の向上を図る。

2 日時

令和5年10月14日（土） 8：00～13：30

3 実施場所

県内全域

4 参加機関

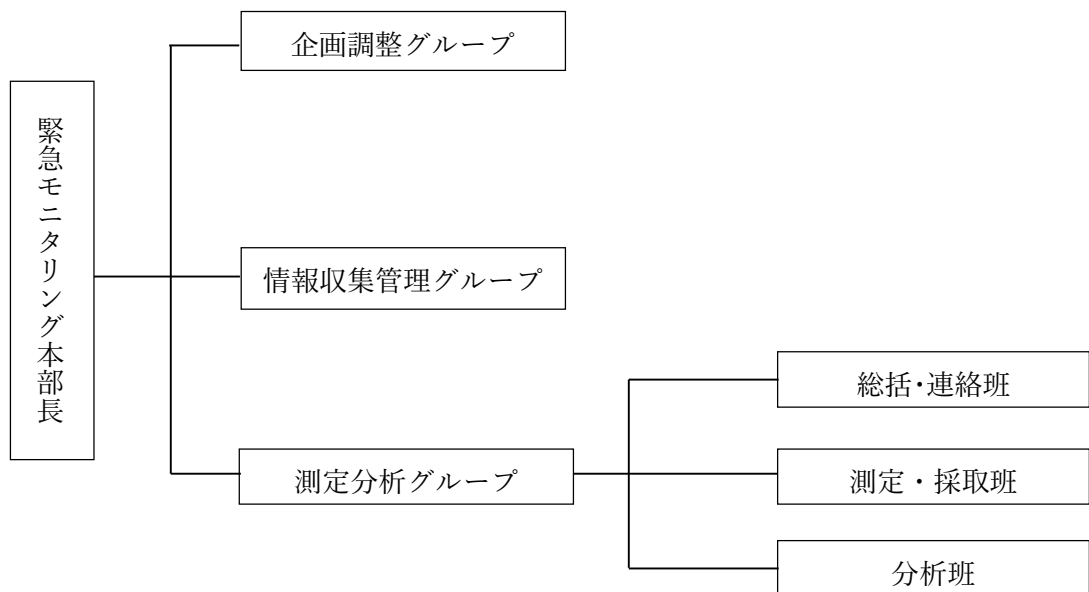
佐賀県、県内各市町

5 訓練概要

- (1) 佐賀県緊急モニタリング本部の設置運営
- (2) モニタリング要員の招集
- (3) 固定モニタリングポスト、電子線量計による線量率の監視
- (4) 可搬型モニタリングポストの設置、測定
- (5) 移動式モニタリング（走行サーベイ）の実施
- (6) 環境試料（飲料水・土壌等）の採取・測定
- (7) モニタリング結果のとりまとめ、確認
- (8) モニタリング要員の防護対策、汚染検査の実施
- (9) 緊急時モニタリング実施計画、指示書の受領、測定結果等の報告

6 訓練体制

(1) 体制



(2) 各グループ等の訓練内容

グループ等名		内容
緊急モニタリング本部長		・ 緊急モニタリング本部の総括
企画調整グループ		・ 緊急時モニタリング要員の派遣依頼、要員への指示 ・ 可搬型モニタリングポスト起動の指示（17市町） ・ モニタリング結果の評価、解析 ・ モニタリング要員・資機材の確保等
情報収集管理グループ		・ 常時監視システムの稼働確認、維持管理 ・ モニタリング結果および関連情報の収集・管理 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 活動内容の記録等
測定分析グループ	総括・連絡班	・ 測定・採取班編成 ・ 指示書の共有及び測定、分析の指示 ・ 測定チームとの連絡調整 ・ モニタリング要員・資機材等の管理 ・ モニタリング要員の被ばく管理、資機材汚染管理等
	測定・採取班	・ 移動式モニタリングによる線量率の測定 ・ 可搬型モニタリングポストの設置、測定 ・ 環境試料（飲料水、土壌等）の採取等
	分析班	・ 環境試料の前処理・測定 ・ 測定機器の汚染管理等

原子力災害医療対策訓練実施要領

1 目的

佐賀県地域防災計画（第4編・原子力災害対策編）に基づき、原子力発電所の緊急時における医療活動に関する訓練を実施し、関係機関の連携、緊急被ばく医療に係る技術の習熟等を図る。

2 日時

令和5年10月14日（土） 8：30～13：30

3 実施場所

（1）避難退域時検査訓練

【運営及び対応訓練】

白岩運動公園競技場（武雄市武雄町大字永島15057-2）

【住民周知】

多久市陸上競技場（多久市北多久町大字小侍286-24）

佐賀競馬佐賀場外発売所（佐賀市大和町大字尼寺2887-1）

（2）被ばく傷病者等受入訓練

唐津赤十字病院（唐津市和多田2430）

佐賀県医療センター好生館（佐賀市嘉瀬町中原400）

（3）安定ヨウ素剤配布訓練

PAZ、UPZ集合場所等

4 参加機関

（1）避難退域時検査訓練

玄海町、唐津市、伊万里市、九州電力株式会社、陸上自衛隊西部方面混成団、一般社団法人佐賀県放射線技師会、佐賀県（医務課、各保健福祉事務所（佐賀中部、鳥栖、唐津、伊万里、杵藤））

（2）被ばく傷病者等受入訓練

唐津赤十字病院、佐賀県医療センター好生館、佐賀大学医学部附属病院、唐津市消防本部、伊万里・有田消防本部、長崎大学、九州電力株式会社

（3）安定ヨウ素剤配布訓練

玄海町、唐津市、伊万里市

5 訓練内容

（1）避難退域時検査訓練

【運営及び対応訓練】（白岩運動公園競技場）

避難指示を受けた住民等（放射性物質が原子力事業所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民等を除く。以下「住民等」という。）の迅速な避難を確保しつつ、放射性物質による汚染状況を確認する検査を行う。

（ア）放射線技師会等からの要員の受入、検査体制の構築

（イ）NaIシンチレーションサーベイメータによる環境測定

（ウ）ゲート型モニタによる避難車両の汚染検査

（エ）GMサーベイメータによる避難車両の汚染検査

- (オ) ラギッドシンチレーションサーベイメータによる住民等の表面汚染検査
- (カ) ラギッドシンチレーションサーベイメータによる携行物品の汚染検査
- (キ) 拭き取りによる車両除染
- (ク) 住民等に対する簡易除染

※「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（令和4年9月28日制定 内閣府（原子力防災担当）・原子力規制庁）」に基づく、汚染検査・除染の訓練

【住民周知】（多久市陸上競技場、佐賀競馬佐賀場外発売所）

避難指示を受けた住民等が避難の際に避難退域時検査場所を通過し、通過証を受け取る必要性を住民に周知するため、避難退域時検査場所に立ち寄り、避難退域時検査の意義や流れ等について説明を行う。

- (ア) ゲート型モニタによる避難車両の汚染検査（通過体験）
- (イ) GMサーベイメータによる車両指定箇所検査の実演
- (ウ) 住民簡易除染の実演
- (エ) 避難退域時検査の意義の説明

(2) 被ばく傷病者等受入訓練

①唐津赤十字病院

玄海原子力発電所内で発生した汚染を伴う負傷者に対して、原子力災害拠点病院である当該病院に搬送し、必要な医療処置を行う。

医療処置後、長崎大学での処置を要する負傷者の搬送調整を行う。

- (ア) 負傷者の発生通報及びサイト内での応急処置
- (イ) 負傷者の原子力災害拠点病院への搬送
- (ウ) 原子力災害拠点病院における汚染検査、除染、処置（WBCによる内部被ばく検査を含む）

②佐賀県医療センター好生館

放射性プルーム放出後に、事故等により負傷し汚染が確認された一般住民に対して、原子力災害拠点病院である当該病院に搬送し、必要な医療処置を行う。

また、原子力災害拠点病院である佐賀大学医学部附属病院から原子力災害医療派遣チームの受入れを行う。

- (ア) 負傷者の発生通報、県へ搬送先調整依頼
- (イ) 負傷者の原子力災害拠点病院への搬送
- (ウ) 佐賀大学医学部附属病院からの原子力災害医療派遣チーム受入れ
- (エ) 原子力災害拠点病院における汚染検査、除染、処置（WBCによる内部被ばく検査を含む）

(3) 安定ヨウ素剤配布訓練

全面緊急事態におけるPAZでの安定ヨウ素剤を持っていない住民、

UPZのOILに基づく避難指示及び配布指示が出された地域の住民に対して、集合場所等で安定ヨウ素剤（疑似）の配布を行う。

① 玄海町

【PAZ】 仮屋コミュニティセンター（東松浦郡玄海町大字仮屋398-15）

【UPZ】 藤平公民館（東松浦郡玄海町大字藤平1029-1）

② 唐津市

【PAZ】 西部営農経済センター（唐津市鎮西町早田1750-21865）

【UPZ】 七山公民館（唐津市七山滝川1252）

高島防護施設（唐津市高島188）

③ 伊万里市

【UPZ】 大川内コミュニティセンター(伊万里市大川内町丙2410-1)

松浦コミュニティセンター(伊万里市松浦町山形5490-2)

二里小学校(伊万里市二里町大里乙284-1)

※「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（令和3年7月21日一部改正原子力規制庁）」に基づく安定ヨウ素剤の緊急配布訓練

公安対策訓練実施要領

1 目的

玄海原子力発電所の緊急時における住民避難を円滑に実施するため、関係機関が緊密に連携し、避難誘導、交通規制、立入規制及び警戒警備の訓練を実施する。

2 日時

令和5年10月14日（土）8：00～13：30

3 実施場所

- (1) 避難誘導訓練
避難経路上の各地域
- (2) 交通規制訓練
避難経路上の各地域
- (3) 立入規制訓練
玄海町及び唐津市のPAZ境界付近の主要道路及び周辺海域
- (4) 警戒警備訓練
小城市、鳥栖市、江北町及び嬉野市の各避難所

4 参加機関

佐賀県警察本部、海上保安庁（唐津海上保安部）

5 訓練内容

- (1) 避難誘導訓練
県災害対策本部は、原子力緊急事態宣言後、玄海町及び唐津市のPAZの住民避難が決定したことを受け、一時集合場所から避難所までの区間において、所轄警察署等のパトロールカーによる避難誘導を実施する。
その後、玄海町、唐津市及び伊万里市のUPZ一部地域に一時移転指示が出たことを受け、PAZの避難時と同様の避難誘導を実施する。
また、県警へりにより避難経路の安全確認と誘導を実施する。
- (2) 交通規制訓練
県災害対策本部は、原子力緊急事態宣言後、玄海町及び唐津市のPAZの住民避難が決定したことを受け、避難経路上の主要交差点において、所轄警察署等による交通規制を実施する。
その後、玄海町、唐津市及び伊万里市のUPZ一部地域に一時移転指示が出たことを受け、避難経路上の主要交差点において、所轄警察署による交通規制を実施する。
- (3) 立入規制訓練
県災害対策本部は、原子力緊急事態宣言後、玄海町及び唐津市のPAZ境界付近において、所轄警察署による立入規制を実施する。
また、唐津海上保安部は、PAZ境界周辺海域における立入規制を実施する。
- (4) 警戒警備訓練
県災害対策本部は、各避難所において、所轄警察署による警戒警備を実施する。

救援物資搬送訓練実施要領

1 目的

原子力発電所の緊急時における救援物資搬送訓練を実施し、関係機関の連携の習熟等を図る。

2 日時

令和5年10月14日（土） 9：00～13：30

3 実施場所

- (1) P A Z内の放射線防護対策施設への救援物資搬送訓練
特別養護老人ホーム宝寿荘
- (2) 避難所への救援物資搬送訓練
鳥栖北小学校、江北町ネイブル（唐津市避難先）
- (3) 離島への救援物資搬送訓練

4 参加機関

佐賀県、玄海町、唐津市、陸上自衛隊（西部方面特科連隊第四大隊）、公益社団法人佐賀県トラック協会、特別養護老人ホーム宝寿荘

5 訓練内容

- (1) P A Z内の放射線防護対策施設への救援物資搬送訓練
玄海町及び唐津市は、原子力発電所からの放射性物質の放出後にP A Z内で屋内退避中の高齢者福祉施設において、毛布や下着等の生活必需品が不足していることを受け、県へ物資提供を要請。
県は、放射性物質放出後のP A Z内での活動を実施する必要があることから、陸上自衛隊に救援物資搬送を要請。
陸上自衛隊は、県の生活必需品の保管場所で生活必需品を積み込み、P A Z内の高齢者福祉施設（宝寿荘）へ生活必需品を搬送する。
- (2) 避難所への救援物資搬送訓練
（唐津市）
県は、唐津市住民の避難所において、市の備蓄物資の緊急搬送に遅れが出ていることから、県の備蓄している生活必需品の緊急搬送を決定。
県は、協定締結先の佐賀県トラック協会へ搬送手段となるトラックの派遣を要請。
佐賀県トラック協会は、県の生活必需品の保管場所（佐賀土木事務所）で物資を積み込み、唐津市の避難所へ物資を搬送する。
- (3) 離島への救援物資搬送訓練
県は、唐津市神集島において住民が避難のために必要とする物資等が不足していることから、県の備蓄している物資の緊急搬送を決定。
県は、消防防災ヘリにより神集島ヘリポートへ物資を搬送する。

住民等に対する広報訓練実施要領

1 目的

玄海原子力発電所に関する各種情報や指示等について、関係機関が緊密に連携し、地域住民等に対し、正確な情報を提供することを目的として実施する。

2 日時

令和5年10月14日（土） 9：00～13：30

3 参加機関

佐賀県、玄海町、唐津市、伊万里市、FMからつ株式会社、佐賀県ケーブルテレビ協議会、伊万里ケーブルテレビジョン株式会社、株式会社ぴ〜ぶる

4 訓練内容

- (1) 玄海町、唐津市及び伊万里市は、発電所の事故の状況や避難指示等について、広報車、船舶、防災行政無線、CATV、ラジオ、ホームページ、緊急速報メール（エリアメール）、Yahoo!防災アプリ等により、地域住民（訓練海域内の操業漁船を含む）や観光客等に対し広報する。
- (2) 玄海町、唐津市及び伊万里市は、避難地区の区長等に対し事故状況等の情報提供を行い、区長、自治会長、自主防災組織、地域防災リーダー、消防団等を通じて地域住民への周知を行う。
- (3) 玄海町、唐津市及び伊万里市は、外国人への情報伝達を目的に、英語表記の緊急速報メール（エリアメール）を発出する。
- (4) CATVを利用し「訓練開始連絡」等の字幕テロップまたはデータ放送を行う。

原子力発電所における対策本部運営訓練実施要領

1 目的

本店及び玄海原子力発電所に対策本部を設置し緊急事態応急対策を指揮するとともに、TV会議システム等を活用し、発電所と本店との間で継続的な情報共有を図る。

2 日時

令和5年10月14日（土）

3 実施場所

玄海原子力発電所、本店

4 参加機関

九州電力株式会社（玄海原子力発電所、本店）

5 訓練内容

- (1) 玄海原子力発電所対策本部にて、事故状況に基づく事象進展予測を踏まえた事故拡大防止対策等を決定する。
- (2) 玄海原子力発電所、本店即応センター間における事故状況・対策等に関する情報共有をテレビ会議等の情報伝送・通信設備を用いて訓練を行う。

原子力発電所における通報連絡訓練実施要領

1 目的

原子力事故等の状況について、社内及び社外関係機関への通報連絡を行う。

2 日時

令和5年10月14日（土）

3 実施場所

玄海原子力発電所、本店

4 参加機関

九州電力株式会社（玄海原子力発電所、本店）

5 訓練内容

- （1）警戒事態に該当する事象、原災法第10条事象、原災法第15条事象等の通報連絡文を作成する。
- （2）社内及び社外関係機関へFAX送信、着信確認等を行う。

原子力発電所における警備・避難誘導訓練実施要領

1 目的

玄海原子力発電所構内作業等への避難の周知を行うとともに、当該原子力発電所敷地内への立入制限の周知を行う。

2 日時

令和5年10月14日（土）

3 実施場所

玄海原子力発電所

4 参加機関

九州電力株式会社（玄海原子力発電所）

5 訓練内容

- (1) 発電所構内の原子力災害対策活動に従事しない作業等への避難の周知及び発電所敷地内への立入制限の周知を実施する。
- (2) 発電所内において、第1種及び第2種緊急時体制発令時に非常用サイレンによる所内周知を行う。

原子力発電所における事故収束訓練実施要領

1 目的

玄海原子力発電所が保有する重大事故等対処設備を活用した事故拡大防止措置を行う。

2 日時

令和5年10月14日（土）

3 実施場所

玄海原子力発電所

4 参加機関

九州電力株式会社（玄海原子力発電所）

5 訓練内容

（1）大容量空冷式発電機起動訓練

電源喪失時の電源確保として、大容量空冷式発電機を起動する。

原子力発電所における海水・土壌モニタリング訓練実施要領

1 目的

緊急時の環境試料のモニタリング訓練を実施する。

2 日時

令和5年10月14日（土）

3 実施場所

玄海原子力発電所及び周辺

4 参加機関

九州電力株式会社（玄海原子力発電所）

5 訓練内容

（1）試料採取

- ①発電所3／4号放水口付近または3／4号取水口付近において、海水の採取を行う。
- ②PS-1（正門南）またはPC-1（岸壁）において、土壌の採取を行う。

（2）試料の測定

- ①採取した試料をZnSシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータを用い α 線、 β 線、 γ 線の計測を行う。

6 訓練について

本訓練項目のうち、海水採取については天候不良により、採取が困難な場合、模擬とする。

原子力発電所における火災対応訓練実施要領

1 目的

発電所から放射性物質が放出されるおそれのある状況下において、火災発生時の通報訓練及び専属自衛消防隊による消火訓練を実施し、唐津市消防本部と事業所との連携による消火対応能力の向上を図る。

2 日時

令和5年10月14日（土）

3 実施場所

玄海原子力発電所

4 参加機関

唐津市消防本部、九州電力株式会社（玄海原子力発電所）

5 訓練想定

玄海原子力発電所において、原子炉格納容器内から放射性物質放出のおそれがある状況下での3／4号機予備変圧器の火災発生を想定した訓練を行う。

6 訓練内容

(1) 事業所から所轄消防本部及び関係機関への通報

事業所から専用回線により唐津市消防本部（以下、消防本部）へ通報するとともに、関係機関へ通報する。

(2) 初期消火活動の指揮

事業所内の関係者及び専属自衛消防隊に対して、初期消火活動の指示、現場状況の収集等を行う。

(3) 事業所内の専属自衛消防隊による初期消火活動を行う。

ア 専属自衛消防隊は、放射線防護措置を行うとともに、消火活動を行う。

イ 事業所は、関係諸規定において、予め消火活動を行うこととしている要員を召集し各班における任務の実施を指示する。

(4) 消防本部の現場活動等

ア 事業所は、発電所正門から火災現場まで消防本部の誘導を行う。

イ 事業所は、消防本部到着時に火災現場等の状況及び放射性物質の放出に関する情報提供を行う。

ウ 消防本部は、事業所と十分に連携を図り、状況把握に努める。現場指揮本部を設置し、安全管理に配慮し活動方針を決定する。

消防警戒区域を設定、放射線防護措置を行うとともに、消火活動を行う。

エ 鎮火の確認は消防本部が行う。

オ 事業所は、現場指揮本部に所員等を配置し、放射性物質の環境への影響に関する情報を継続して消防本部に提供する。

令和5年度佐賀県原子力防災訓練 中止基準

1 訓練中止の判断基準

(1) 大雨

- ①訓練中に、佐賀県内に気象台から警報が発表された場合
- ②訓練開始前までに、佐賀県内に気象台から警報が発表され、引き続き災害対策を行う必要があるとき。

(2) 地震

- ①訓練中に、佐賀県内で震度4以上の地震が観測されたとき
- ②訓練開始前までに、佐賀県内に震度5弱以上の地震が発生し、引き続き災害対策を行う必要があるとき。

(3) その他

- ①訓練中に、佐賀県内で大きな事件・事故が発生したとき
- ②訓練開始前までに、佐賀県内で大きな事件・事故が発生し、引き続き情報収集や警戒を行う必要があるとき。
- ③訓練開始前までに、感染症の感染拡大によって、外出の自粛が要請されたとき
- ④その他必要と認めた場合

※各機関で運行基準、内部基準がある場合はそれによるものとする。

2 判断者

佐賀県政策部危機管理・報道局危機管理防災課長

3 判断の時期

当日の午前6時（中止連絡は判断時刻以降に危機管理防災課から順次連絡します。）

※緊急中止の判断は随時

4 中止の場合の連絡方法

- ・県から関係機関や市町の担当者への中止連絡は、基本的に担当者へ電話で行います。併せて、佐賀県ホームページでお知らせします。
- ・住民や消防団に対する連絡は、各市町の担当から確実に行ってください。

【連絡の流れ】

危機管理防災課 → 関係機関
危機管理防災課 → 各市町 → 住民、消防団等